令和４年度第１回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和４年４月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和４年４月２６日　午後３時１０分							
場所	五島市役所新本館３階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（１７名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５		６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一			１９	山田　勝久		
欠席委員（２名）	５	荒木　富男	１８	林　賢市				
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）								
署名委員								
事務局	事務局：吉田典昭　次長：藤原勝栄　係長：阿野舞子　事務職員：浜上研人 嘱託員　：井川勝博							
	分室　富　江：設楽係長　三井楽：安永係長　奈留：荒木係長 岐　宿：山田主査　玉之浦：熊川主査							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第１号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第２号	農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について	可　　決
	議案第３号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第４号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第５号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第６号	農用地利用集積計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後１時３０分　開会＝

□事務局

続きまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、5 番荒木富男委員、18 番林賢市委員、より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となっております。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。
それでは、これからの総会の進行を会長にお願い致します。

○議長
皆さんこんにちは。
出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第1回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長
議案協議の前に今年度の総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。
—「異議なし」—という者あり

○議長
農業委員の改選時期が 8 月ですので、議事録署名人の任期を1年として今年7月までは、昨年度に引き続き、11番　寺脇　八夫委員、6番、今里誠一委員の2名を指名いたします。
なお、この 2 名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録署名委員を決めておく必要があります。次席の 1 番目の議事録署名委員に3番　山崎早苗委員、2番目の議事録署名委員に17番寺坂誠一委員の順番で指名いたします。よろしくお願いします。

○議長
それでは、議案第 1 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
議案第 1 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。 1 ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します２ページから３ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田 6 筆、畑 11 筆で、面積は 13,373 ㎡となっております。
以上です。

○議長
質疑を行います。

質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第１号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第１号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
4ページをご覧下さい。
議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明致します。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断致します。
以上です。

○議長
それでは、議案第 2 号について質疑を行います。
なお、議案第2号の1番については、1番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—質疑応答—

○議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
6ページをご覧下さい。
議案第2号
1番　権利　：　所有権移転　無償　贈与
　　所在　：　三井楽町　畑 1 筆　218 ㎡

譲渡理由　：　高齢により耕作できないので譲受人へ譲り渡す。
譲受理由　：　譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

４月１８日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第 2 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。
1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長
つづきまして、議案第2号の2番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 2 号
2 番　権利　：　所有権移転　有償　売買
所在　：　三尾野町　畑 1 筆　2399 ㎡
譲渡理由　：　高齢であることから、営農規模を縮小する。同時に当該申請地を換価して現金を得る目的により、相手方の求めに応じる。
譲受理由　：　買主が代表取締役を務める会社のカンコロ餅製造工場敷地に隣接するため、耕作に便利であるうえ、収穫後の処理が容易である。

4 月 18 日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

○議長

質疑はございませんか。

—挙手なし—

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第２号の２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第２号の２番は許可されました。

○議長

つづきまして、議案第２号の３番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第２号

３番　権利　：　所有権移転　有償　売買

所在　：　富江町、畑 2 筆　6, 589 ㎡

譲渡理由　：　病気で管理できないので売却したい。

譲受理由　：　経営規模拡大のため。

４月１８日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。 農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

○議長

質疑はございませんか。

—挙手なし—

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第２号の３番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第2号の3番は許可されました。

○議長

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの２つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第３種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。

以上です。

○議長

それでは、議案第3号の1番を審議します。

なお、議案第3号の1番については、1番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、9 から 10 ページの議案第 3 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であります。

申請地は、盛土を最高 0.4m切土を最高 0.8mの土地造成を施工する計画です。境界周囲は擁壁等を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で

処理し、油等につきましては、油水分離槽を設置し処理する計画となっております。なお、本案につきましては、全地区協議会を開催しております。
以上です。

○議長
次に、本案に対する大津・奈留地区協議会の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告致します。
ただいま議題となりました、議案第 3 号の 1 番について、当協議会は去る 4 月 19 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で大津・奈留地区協議会の報告を終わります。

○議長
大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―「アスファルトの説明を」との発言あり。―

○事務局
アスファルトについてご説明いたします。
敷地の全部をアスファルト舗装するのではなくですね、小さくて見づらいと思いますがピンクの部分がバスの駐車スペースになっているんですけども、敷地の約半分をアスファルト舗装するという計画のようです。
２５日昨日、ここの設計を担当している会社に電話で確認をしたところですね、計算上は地下浸透で大丈夫と返答はしましたが、こちらの要望として雨水対策をしっかりしていただきたいと要望しております。

○議長
ほかにご意見ございませんか。

○議長
再度諮ります。大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第3号の 1 番に対する大津・奈留地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第3号の 1 番は、許可相当と決しました。

1番　〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

〇議長

つづきまして、議案第3号の2番以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、11 ページの議案第 3 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、12 ページの議案第 3 号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であります。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また通路として使用することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。

次に、13 ページの議案第 3 号の 4 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、14 ページの議案第 3 号の 5 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第 2 種農地であります。
申請地は、現状のまま利用することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

○議長

次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

はじめに、議案第3号の2番及び3番に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果を報告致します。

ただいま議題となりました、議案第 3 号の 2 番及び 3 番について、当協議会は去る 4 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第3号の4番に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告致します。

ただいま議題となりました、議案第 3 号 4 番について、当協議会は去る 4 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告致します。

本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終わります。

○議長

本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第3号の5番に対する富江地区協議会の報告を求めます。

□富江地区協議会会長

富江地区協議会の予備審議結果を報告致します。

ただいま議題となりました、議案第 3 号 5 番について、当協議会は去る 4 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告致します。

本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終わります。

○議長

富江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第3号の2番から5番に対する各地区協議会の報告は許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第3号の2番外3件は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15、16 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち１人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長

それでは、議案4号の１番1から1番3を審議します。
なお、本案については、4番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－4番退席－

事務局の説明を求めます

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。17 ページをご覧ください。

1番1　　申請地　　畑1筆　1,494㎡
1番2　　申請地　　田3筆　3,937㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番3　　申請地　　畑2筆　6,820㎡

以上、1番1～1番3につきましては、1番1が更新、ほかは新規で、契約内容は1番2が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。
以上、申請番号1番1から1番3につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
では質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案4号、貸借権設定の1番1から1番3は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号の1番1外2件については、原案のとおり可決されました。
4番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－4番出席－

○議長
続きまして、議案4号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、2番1以降についてご説明致します。

2番1　　申請地　　畑6筆　　5,746㎡
2番2　　申請地　　畑2筆　　2,270㎡
2番3　　申請地　　畑1筆　　933㎡
2番4　　申請地　　畑1筆　　375㎡
2番5　　申請地　　畑1筆　　493㎡

以上、2番1～2番5につきましては、2番2が新規、ほかは更新で、契約内容は解除条件付の賃貸借権となっております。

3番1　　申請地　　畑3筆　　2,226㎡

3番2　　申請地　　畑1筆　　864㎡
3番3　　申請地　　畑1筆　　1,938㎡
3番4　　申請地　　畑1筆　　2,972㎡
3番5　　申請地　　畑2筆　　4,253㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
3番6　　申請地　　畑1筆　　1,248㎡
3番7　　申請地　　畑1筆　　2,518㎡
3番8　　申請地　　畑3筆　　1,261㎡
3番9　　申請地　　畑2筆　　2,576㎡
3番10　　申請地　　畑2筆　　2,384㎡
3番11　　申請地　　畑3筆　　3,903㎡
3番12　　申請地　　畑1筆　　2,801㎡
3番13　　申請地　　畑2筆　　3,293㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
3番14　　申請地　　畑1筆　　981㎡
3番15　　申請地　　畑1筆　　1,837㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

以上、3番1〜3番15につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番　　申請地　　畑4筆　　7,645㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

5番　　申請地　　畑5筆　　11,837㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

6番　　申請地　　田3筆　　3,214㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

7番　　申請地　　畑1筆　　2,673㎡
契約内容は売買で、対価は798,435円となっております

8番　　申請地　　畑1筆　　1,369㎡
契約内容は売買で、対価は246,420円となっております

9番　　申請地　　畑1筆　　2,511㎡
契約内容は売買で、対価は100,000円となっております

10番1　　申請地　　畑2筆　　3,903㎡
契約内容は売買で、対価は2筆合計1,500,000円となっております

10 番 2　　申請地　　畑 3 筆　　7,150 ㎡
契約内容は売買で、対価は 3 筆合計 1,000,000 円となっております

11 番　　申請地　　畑 1 筆　　4,909 ㎡
契約内容は贈与となっております。

12 番　　申請地　　畑 1 筆　　4,023 ㎡
契約内容は売買で、対価は 300,000 円となっております

以上、申請番号 2 番 1～12 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第４号、貸借権設定の2番1から6番、所有権移転の7番から12番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号の2番1外29件は、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に、訂正箇所について説明致します。
32 ページをご覧ください。 こちらいついては、議案第 6 号の内容となっておりますが、議案を作成する際、印刷ミスによって 5 号に印刷されておりました。申し訳ありません。この内容につきましては、議案第 6 号の 37 ページに同じものが掲載しておりますので、そちらでご説明させて頂きます。
それでは、議案第 5 号についてご説明致します。29 ページをご覧下さい。

参照条文につきましては、議案第 4 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　2,566 ㎡

1番2　　申請地　　畑4筆　　4,947㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1番3　　申請地　　畑4筆　　10,477㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番4　　申請地　　畑1筆　　3,077㎡
1番5　　申請地　　畑3筆　　13,059㎡
1番6　　申請地　　田3筆　　3,795㎡
1番7　　申請地　　畑3筆　　7,825㎡

以上、1番1～1番7の契約内容は、1番7が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第5号、利用権設定の1番1から1番7は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の利用権設定の1番1外6件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第6号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。33ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第５号１番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

以上です。

○議長

それでは、議案6号の1番を審議します。

なお、本案については、8番○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－8番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案についてご説明いたします。34ページをご覧ください。

1番　　申請地　　畑1筆　　2,566㎡

契約内容は解除条件付の賃貸借権となっております

以上、1番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

□□○○委員

解除条件付の賃貸借権と通常の賃貸借権とありますよね。どういう場合に解除条件付賃貸借権を設定して、どういう時に通常の賃貸借権を設定するのか教えて頂けたらと思います。

□事務局

解除条件付が付く時は、基本的には農地所有適格法人以外の法人が利用権を設定する際に付くものとなっておりまして、例えば、昨年までだと○○○○さん、□□□□さん今回の議案でも利用権設定であがっていた□□□□さんが農地所有適格法人ではないので、解除条件付の賃貸借権での契約ということで賃貸借を結ぶという事になります。

解除条件付というのが、この場合だと契約が5年間となっていますが、解除条件付となったら、適正に利用がされてないとかわかったら、そこで一旦契約が終わってしまうというような事があります。

□○○委員

誰が判断するのですか？

□事務局

例えば農地を貸している方とか、農地の所有者の方から農地が適正に使われていないのではないかとか周りの農作業されている方などが、あそこは荒れてるから迷惑をしているというような相談があった場合など、解除の手続きを進めていくことになると思います。

以上です。

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。

議案6号、貸借(たいしゃく)権設定の1番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の1番については、原案のとおり可決されました。

8番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－8番出席－

○議長

続きまして、議案6号の2番以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、2番以降をご説明いたします。

2番1　　申請地　　畑4筆　　4,947㎡

2番2　　申請地　　畑4筆　　10,477㎡

以上、2番1から2番2の契約内容は、賃貸借権となっております

3番　　申請地　　畑1筆　　3,077㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

4番　　申請地　　畑3筆　　13,059㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

5番　　申請地　　田3筆　　3,795㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

6番　　申請地　　畑3筆　　7,825㎡

契約内容は、使用貸借権となっております

以上、2番1から6番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第６号、貸借(たいしゃく)権設定の２番１から６番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号の２番１外５件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

事務局より報告をお願いします。

□事務局

４　報告・協議事項について

（1）会議等報告・予定について

（2）農地所有適格法人要件確認について

（3）土地改良法第３条に基づく資格者の証明について

（4）その他

○会長

以上で本日の日程は、すべて終了致しました。

これをもちまして、令和４年度第１回五島市農業委員会総会を閉会致します。

＝午後　３時　10分　閉会＝